

登別・ウポポイ周遊促進事業業務委託仕様書

1 業務名

登別・ウポポイ周遊促進事業業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

3 業務目的

本業務は、市民がアイヌ文化に触れる機会を創出するとともに、市内の観光施設の利用促進を図ることで民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）と本市への周遊を促進することを目的とする。あわせて、国が掲げるウポポイの年間来場者目標である100万人達成に寄与する。

4 委託業務の内容等

ウポポイやアイヌ文化に触れる施設、本市の観光施設を巡る日帰りバスツアーの企画・運営に必要な業務及び付随する業務一式

5 企画提案を求める内容

(1) 市民を対象とし、ウポポイとアイヌ文化関連施設等を巡る日帰りバスツアーの企画・運營業務

- ・ 日帰りバスツアーについて、企画運営全般を行うこと。また、多くの市民が参加する魅力的な内容を提案すること。その他、ウポポイを訪問することは必須とするが、その他の施設については予算の範囲内で、自由に提案すること。

ア 実施時期・回数

契約期間中に4回程度実施することとし、予算の範囲内でできるだけ多くの参加者を募ること。また、実施の際は1回以上、土日祝日を含めて実施すること。

イ ツアーの内容

- ・ ウポポイ及びアイヌ文化関連施設等への訪問を通じ、より深くアイヌ文化を理解できる内容を提案すること。
- ・ 日帰り入浴など、本市の観光資源も体感できる内容を提案すること。
- ・ 募集に係る経費は事業費の15%以内程度とし、効果的な募集方法について提案すること。
- ・ 募集にあたっては、メール等による電子申請のほか、電話による受付についても提案すること。
- ・ その他、事業の目的達成のための有効な独自の手法等（自社会員への募集、SNSでの発信による集客等）がある場合は、提案すること。

ウ 留意事項

- ・ 参加者から2,000円の自己負担を徴収し、その収受を行うこと。
- ・ 業務完了後、収受した負担金を発注者へ納入すること。
- ・ 納入する際に発生する手数料については、受注者の負担とする。

- ・ 参加者に対してアンケートの実施等を行い、事業の成果を把握すること。
- ・ 参加の申込先は受注者とし、参加者への連絡等、必要な手続きについても受注者が行うこと。
- ・ 事業実施中の事故、急病、災害等の発生時に適切に対応するなど、危機管理対応や苦情処理を的確に行える体制をとること。
- ・ 事業の実施にあたり製作物等がある場合はアイヌ政策推進交付金を活用した事業であることが分かるよう明示すること。

6 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

7 受注者の義務

- (1) 受注者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者と詳細な協議を行い、発注者の承認後に業務を遂行すること。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

8 工程管理

受注者は、業務スケジュールを作成して適正な工程管理を行い、発注者の求めに応じて、業務の進捗状況を随時報告すること。

9 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

10 秘密の遵守

受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、業務に関して発注者から示された資料・情報及び本業務の遂行を通じて取得した資料・情報を本市の許可なく漏洩しないこと。

11 契約不適合

受注者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受注者の負担で修正を行うこと。

12 業務の完了及び検査

受注者は、業務完了後、速やかに委託業務実施報告書その他発注者が指示するものを提出し、発注者の検査を受けること。

1 3 打ち合わせの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて発注者と打ち合わせを行うこと。

1 4 成果品

本件業務委託終了時に、次の成果物等を整備して提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書（任意様式）の PDF データ等 1部
- (2) ツアー概要、集客数等を一覧にまとめたリストを添付すること
- (3) その他発注者が指示するもの

1 5 権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。掲載する写真、イラスト、掲載文言については、その権利関係含め、原則、受注者で手配するものとする。なお、著作料が発生する場合は受注者が支払うこととし、支払額は委託料に含める。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果品等に対する著作権は原則として全て発注者に帰属する。ただし、受注者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受注者が所有する写真・イラスト等を発注者が成果品以外に使用する際には、発注者と受注者で協議・許諾等を要するものとする。
- (3) 本業務において使用する映像、イラスト、写真等について、第三者に権利を有するものを使用する場合は、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受注者が負うこと。

1 6 留意事項

受注者決定後、企画提案内容を基本として、発注者と受注者が協議し委託業務内容を決定する。